

熊谷市地域電子マネー「クマPAY」利用規約

(本規約の目的)

第1条 本規約は、熊谷市(以下「発行者」という。)が発行する地域電子マネー「クマPAY」の利用者に提供する加盟店におけるサービスの内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規約において、次の用語はそれぞれ次に定める意味を有するものとする。

- (1) 「クマPAY」とは、発行者が発行する地域電子マネーで、前払式支払手段(資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に基づいた仕組み)の方法による金銭的価値を証するもので、利用者が本規約及び発行者が別途定める規約等の条件に従い、加盟店において「クマPAY」使用取引の決済に使用できるものをいう。
- (2) 「クマPAY マネー」とは、クマPAYで発行する発行単位で、利用者が自らチャージし利用できるマネーを「チャージマネー」、市から交付する補助金等で交付するマネーを「補助金等マネー」、ふるさと納税返礼品に使用するマネーを「ふるさとクマPAY マネー」、給付型事業で交付するマネーを「給付型クマPAY マネー」という。
なお、「給付型クマPAY マネー」の名称は、施策内容により決定するものとする。
- (3) クマPAYが発行する地域通貨の形態のうち、利用者が使用する端末上のLINEアプリから登録ができる「クマPAY スマートフォンタイプ」とは、発行者アカウントの登録ができ、残高等を記録するアプリケーションで、本アプリ上の二次元コードを利用者が提示し加盟店が読み取るまたは加盟店に掲示してある二次元コードをアプリで読取ることにより地域通貨の利用が可能となる形態をいう。また、利用にあたり利用者情報の登録が必要となる。
- (4) 「クマPAY カードタイプ」とは、発行者が発行する地域通貨の形態のうち、あらかじめ本システムで作成された二次元コードを通してクマPAY マネーの残高等を記録するカードで、本カードの二次元コードを利用者が提示し、加盟店が読み取ることにより地域通貨の利用が可能となる形態をいう。
- (5) 「利用者」とは、本規約に同意して、クマPAYの発行を受けた個人をいう。
- (6) 「加盟店」とは、本規約に同意し発行者に加盟を申込み、審査のうえ発行者が加盟を承認した法人または個人で、利用者とクマPAY使用取引を行い、その結果として発行者に対してクマPAY使用取引による売上金額相当の売掛債権を取得するものをいう。
- (7) 「クマPAY 使用取引」とは、利用者が加盟店において、クマPAYと引き換えに、商品等を購入し、若しくは借り受け、またはサービスの提供を受ける取引をいう。
- (8) 「チャージ」とは、発行者が定める方法でクマPAYにマネーを加算することをいう。

(加盟店でのクマPAYの利用)

第3条 利用者は、クマPAY使用取引の決済にクマPAYを利用することができる。ただ

し、換金性の高いもの、商品券その他の金券類、クマPAY以外の電子マネー、加盟店が別途定める一部商品、その他本事業の目的や趣旨から適切でないとして熊谷市が判断するものについては、利用できない。

- 2 利用者は、クマPAY使用取引の決済にクマPAYを利用した場合は、クマPAYの残高（以下「クマPAY残高」という。）からクマPAY使用取引の決済額を差し引くことにより、金銭にて支払う場合と同様の効果が生じるものとする。なお、複数のマネーの種類のクマPAY残高があった場合、有効期限の短いマネーの種類のクマPAY残高から決済額を差し引くものとする。
- 3 利用者は、加盟店においてクマPAY使用取引を行う場合は、発行者の定める方法により、現金その他の支払方法とクマPAYによる支払方法を併用することができるものとする。
- 4 利用者は、クマPAYを利用した場合は、利用者のスマートフォンまたは加盟店のタブレット等の決済端末に表示されるクマPAY残高に誤りがないかを確認するものとする。万が一、誤りがある場合には、その場で加盟店に申し出るものとする。
- 5 利用者は、クマPAY使用取引を行った場合で返品、瑕疵、欠陥等の取引上の問題が発生したときは、利用者と加盟店の間で解決するものとする。
- 6 消費喚起策等により、通常より還元率の高い事業を実施する期間は、次に記載する事項について利用を制限または特典の付与を行わない場合がある。
 - (1) 保険診療を取り扱う医療機関及び保険薬局における保険診療
 - (2) 公共施設の入場料等、公共料金及び納税に関する支払い
 - (3) たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - (4) その他、本事業の目的や趣旨から適切でないとして熊谷市が判断するもの（クマPAYのチャージ）

第4条 「クマPAY スマートフォンタイプ」及び「クマPAY カードタイプ」のクマPAY残高に発行者があらかじめ定めた方法にて加算することをいう。それぞれのチャージ方法は次のいずれかの方法とする。

- 2 「クマPAY スマートフォンタイプ」は、クレジットカードチャージ、コンビニ支払いチャージ、市の指定した施設または加盟店での現金チャージにてチャージすることができる。市の指定した施設または加盟店での現金チャージは、「熊谷市地域電子マネー「クマPAY」チャージ依頼書」を提出することで行うことができる。
- 3 「クマPAY カードタイプ」は、市の指定した施設または加盟店にて、「熊谷市地域電子マネー「クマPAY」カード交付申請書」を提出することでカードの新規発行が出来る。またチャージも同様の場所にて、「熊谷市地域電子マネー「クマPAY」チャージ依頼書」を提出することで行うことができる。カードタイプのチャージ方法は現金のみとする。
- 4 発行者が発行するチャージ専用QRコードを「クマPAY スマートフォンタイプ」から読み込むことにより、チャージすることができる。

(マネーの移行)

第5条 「クマPAYカードタイプ」のクマPAY残高を「クマPAYスマートフォンタイプ」に移行できるものとする。

2 移行方法は、「クマPAYスマートフォンタイプ」を操作することで利用者自ら行うことができる。

3 移行できるクマPAY残高は、「クマPAYカードタイプ」に入っているすべてのマネーを移行するものとし、一部移行は行えない。

4 移行後の「クマPAYカードタイプ」は利用できない。ただし、発行者へ問い合わせすることで、利用再開の手続きを行うことができる。

5 移行先のマネー残高が移行後に保有上限を超える場合、移行できない。

(マネー残高の上限)

第6条 マネーの種類ごとに保有できる残高の上限及び1回あたりのチャージ金額の上限を次の表のとおり設定する。

マネーの種類	残高保有上限金額	1回あたりのチャージ上限金額 (コンビニ支払い以外)	1回あたりのチャージ上限金額 (コンビニ支払い)
チャージマネー(スマートフォンタイプ)	10万円	10万円	4万9千円
チャージマネー(カードタイプ)	50万円	50万円	チャージ不可
補助金等マネー	50万円	チャージは発行者アカウントから行う	
ふるさとクマPAYマネー	50万円	チャージは発行者アカウントから行う	
給付型クマPAYマネー	施策内容により決定する	チャージ不可	

(有効期限)

第7条 「チャージマネー」の残高の有効期限は、チャージした日から2年間とする。ただし、有効期限内に決済またはチャージが行われた場合は、事象が発生した日から有効期限を2年間延長する。

2 「補助金等マネー」の残高の有効期限は、チャージした日から2年間とする。原則有効期限の延長はしないが、追加のマネーチャージがあった際は、すべての残高において、追加チャージ時点から2年間とする。

3 「ふるさとクマPAYマネー」の残高の有効期限は、チャージした日から3か月とする。原則有効期限の延長はしないが、追加のマネーチャージがあった際は、すべての残高において、追加チャージ時点から3か月とする。

4 「給付型クマ PAY マネー」の残高の有効期限は、施策内容により決定するものとする。
(クマ PAY が利用できない場合)

第 8 条 利用者は、次のいずれかの場合においては、その期間において、クマ PAY の発行を受けること、クマ PAY 使用取引を行うこと、またはクマ PAY 残高の確認をすることができないことをあらかじめ承諾するものとする。

- (1) 発行者の責によらないクマ PAY を提供するシステムの故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合
- (2) 加盟店の責によらないクマ PAY カードの破損、加盟店の機器の故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合
- (3) 保守管理等のためにクマ PAY を提供するシステムの全部または一部を休止する場合
- (4) その他やむを得ない事情による場合

2 前項各号の場合において、クマ PAY を利用することができないことにより利用者に生じた不利益または損害については、発行者及び加盟店は一切の責任を負わないものとする。

(払戻しの禁止)

第 9 条 利用者は、発行されたクマ PAY について、原則、払戻しを受けることはできない。ただし、利用者のやむを得ない事情により、クマ PAY の利用が著しく困難となったと発行者が判断する場合は、例外的に払戻しを受けることができる。

2 前項ただし書きに該当する場合の払戻し手続きについては、発行者が対応する。

(クマ PAY の利用停止)

第 10 条 発行者は、利用者が次のいずれかに該当した場合は、当該利用者に対して事前通知または催告をすることなく、クマ PAY の利用を停止することがある。

- (1) 利用者が本規約に違反したとき
- (2) 利用者がクマ PAY の利用者として不相当と発行者が判断したとき

(クマ PAY の退会)

第 11 条 利用者が「クマ PAY」の会員を退会希望する場合、アプリ上の退会機能を利用し退会することができる。ただし、退会にあたり同意事項への同意が必須となる。

(反社会的勢力の排除)

第 12 条 利用者は、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを発行者または加盟店に対して確約し、表明するものとする。

- (1) 暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係企業の従業員並びにその関係者、総会屋等及びその共生者
- (2) その他前号に準ずる者

2 発行者または加盟店は、利用者が前項に定める事項に違反した場合若しくは違反している恐れがあると発行者または加盟店が判断した場合は、利用者に何ら催告をせず直ちにクマ PAY の利用を停止することができるものとし、当該クマ PAY 残高は失効するも

のとする。併せて、発行者または加盟店は、これにより被った損失、損害、費用等の賠償を利用者に対し請求できるものとする。

(クマPAYの終了)

第13条 発行者または加盟店は、社会情勢の変化、法令の改廃その他発行者または加盟店の都合により、事前に告知の上、クマPAYの発行または利用を終了する場合がある。

(クマPAYカードタイプの紛失または汚損、破損時の再発行等)

第14条 クマPAYカードを紛失し、または汚損、破損（以下「紛失等」という。）し、クマPAYが利用できない場合は、発行者にて再発行する。その際、紛失等をしたクマPAYカードのカード番号が把握でき、かつ利用者と再発行希望者の本人確認ができた場合には、クマPAYマネー残高を再発行後のクマPAYカードに引き継ぐ。

2 発行者及び加盟店は、紛失等により生じた利用者への損害について、一切の責任を負わないものとする。また、クマPAYカードを第三者が利用した場合も同様とする。

3 発行者及び加盟店は、紛失等によりクマPAYマネー残高が有効期限を過ぎたとしても、一切の責任を負わないものとする。

(クマPAYの安全管理及び不正利用等への対応)

第15条 利用者は、クマPAYに対し注意をもって管理（スマートフォンの端末ロックをかける等、カードであれば保管）し、情報の秘密を守るために、合理的に可能なすべての措置を常に講じるものとする。

2 発行者は、スマートフォンまたはクマPAYカードの盗難、紛失、第三者による不正使用の発生またはその恐れがあると判断した場合は、本カードの利用を停止することがある。

3 発行者は、利用者に対し、スマートフォンまたはクマPAYカードを紛失、盗難または不正使用について書面による詳細の報告を求めることがあり、この場合には、利用者は当該求めに協力するものとする。

4 利用者が、スマートフォンまたはクマPAYカードを紛失、盗難等により第三者に本カードが使用された場合においても、発行者は一切の責任を負わないものとする。

(個人情報)

第16条 利用者は、熊谷市スマートシティサービスに関する個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に同意することで、「クマPAY」を利用することができるものとする。

(業務委託)

第17条 発行者は、本規約に基づき発生する自己の業務について、その一部を第三者に委託することができるものとする。

(損害賠償)

第18条 発行者の責めに帰すべき事由により利用者が損害を被った場合において、発行者の損害賠償責任の範囲は、当該事由が発生した時点において利用者が保有するクマPAYの利用可能残高に限られるものとし、間接損害、特別損害及び逸失利益については、予見

可能性の有無を問わず、発行者は損害賠償責任を負わないものとする。

ただし、発行者に故意または重大な過失がある場合は、この限りではない。

- 2 利用者は、本規約に違反したことにより、発行者、加盟店、他の利用者またはそれ以外の第三者に損害を与えたときは、その一切の損害を直ちに賠償するものとする。

(規約の変更)

第 19 条 発行者は、本規約を変更することができるものとする。

- 2 本規約を変更する場合、発行者はあらかじめ利用者に対して、発行者の定める方法により変更内容を告知するものとする。当該告知から 7 日が経過した後に、利用者がクマPAY を利用したときは、発行者は利用者が当該変更内容を承諾したものとみなす。

(準拠法及び裁判管轄)

第 20 条 本規約に関する準拠法は、すべて日本国法とする。

- 2 発行者と利用者の中で訴訟の必要が生じた場合は、その訴額に応じ、被告の所在地を管轄する裁判所を簡易裁判所または地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この規約は、令和 5 年 7 月 25 日から施行する。

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

この規約は、令和 7 年 8 月 26 日から施行する。

この規約は、令和 7 年 10 月 30 日から施行する。

この規約は、令和 8 年 2 月 27 日から施行する。